

一般社団法人 日本音楽著作権協会

定 款

制 定 平成21年10月21日総会決議
一部変更 平成23年11月22日社員総会決議
一部変更 平成27年6月25日社員総会決議
一部変更 平成29年6月28日社員総会決議
一部変更 令和元年6月26日社員総会決議
一部変更 令和2年6月24日社員総会決議

JASRAC[®]

一般社団法人日本音楽著作権協会定款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 会員（第5条—第16条）
- 第4章 社員総会（第17条—第24条）
- 第5章 役員及び会計監査人（第25条—第35条）
- 第6章 理事会（第36条—第42条）
- 第7章 会長及び委員会（第43条—第47条）
- 第8章 会計（第48条—第51条）
- 第9章 定款の変更及び解散（第52条—第54条）
- 第10章 公告（第55条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、一般社団法人日本音楽著作権協会と称する。英文では、**Japanese Society for Rights of Authors, Composers and Publishers**（略称**JASRAC**）と表示する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽の著作物の著作権に関する管理事業
- (2) 音楽の著作物に関する外国著作権管理団体等との連絡及び著作権の相互保護
- (3) 特別の委託があったときは、音楽の著作物以外（小説、脚本を除く。）の著作物の著作権に関する管理事業
- (4) 私的録音録画補償金に関する事業
- (5) 著作権思想の普及に関する事業及び音楽の著作物の著作権に関する調査研究
- (6) 音楽文化の振興に資する事業
- (7) 会員の福祉に関する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。ただし、同項第7号の事業は、本邦においてのみ行う。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び準会員の2種とする。

2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格)

第6条 次の者を準会員とする。

- (1) 管理委託契約（著作権等管理事業法第2条第1項第1号の信託契約をいう。以下同じ。）を本会と締結した者のうち、第3条の目的に賛同し、次条に規定する手続を経て入会したもの
- (2) 管理委託契約における委託者の地位を承継した者（承継した者が複数であるときは、その代表者）のうち、第3条の目的に賛同し、次条に規定する手続を経て入会したもの

2 次の者を正会員とする。

- (1) 入会后1年以上経過した準会員（次条第2項第1号又は第2号の区分で入会したものに限り。）のうち、理事会において別に定める規程に従い、理事会の承認を得て正会員資格取得の申込手続を完了したもの

- (2) 正会員である法人の合併又は会社分割により当該法人から管理委託契約における委託者の地位を承継した法人のうち、理事会において別に定める規程に従い、正会員資格取得の申込みをして理事会の承認を受けたもの
- 3 前項の規定にかかわらず、次の者は、正会員になることができない。
- (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人
 - (3) 未成年者
 - (4) 破産者
 - (5) 本会の職員

(会員資格の取得)

- 第7条** 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める規程に従い、入会申込書に資料を添えて、入会の申込みをしなければならない。
- 2 前項の申込みは、次のいずれかの区分で行うものとする。
- (1) 著作者（作詞者又は作曲者をいう。）
 - (2) 音楽出版者（著作権者として、出版、レコード原盤への録音その他の方法により音楽の著作物を利用し、かつ、その著作物の利用の開発を図ることを業とする者をいう。第26条において同じ。）
 - (3) 承継者（管理委託契約における委託者の地位を承継した者をいう。）
 - (4) 前3号に掲げるもの以外の著作権者
- 3 理事会は、第1項の申込みがあったときは、理事会において別に定める規程に従い、準会員の資格の取得要件を満たすかどうかの審査を行う。
- 4 前項の審査の結果、準会員の資格の取得要件を満たすと認められた者は、理事会において別に定める規程に従い、入会金を納入することによって、準会員になることができる。

(入会金)

- 第8条** 入会金は、第4条第1項の事業に係る資産の取得又は改良の資金に充てる。
- 2 既に納入された入会金は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員代表者)

- 第9条** 法人その他の団体が正会員になったときは、その団体の業務執行役員の中から、会員代表者（その団体を代表して正会員としての権利を行使する者をいう。以下同じ。）1人を定めて、本会に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

(会員名簿及び会員に対する通知等)

第10条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した会員名簿を作成して主たる事務所に備え置く。

2 本会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録した当該会員の住所（当該会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を本会に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発する。

3 前項の通知又は催告が5年以上継続して到達しないときは、本会は、当該会員に対する通知又は催告をすることを要しない。この場合において、当該会員に対する本会の義務の履行を行う場所は、本会の主たる事務所とする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次に掲げる事由によってその会員資格を失う。

(1) 退会

(2) 管理委託契約に係る信託の終了

(3) 会員が自然人である場合における死亡

(4) 会員が法人その他の団体である場合における解散又は委託者の地位の喪失

(5) 2年分以上の会費の滞納

(6) 除名

2 正会員は、前項の規定により会員資格を失った場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その正会員資格を失う。

(1) 第6条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 正会員を辞退する旨の申出をしたとき。

(3) 正会員資格を取り消されたとき。

3 前項の規定により正会員資格を失った者は、当然に準会員となる。

(退会)

第12条 会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名及び正会員資格の取消し)

第13条 正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において別に定める規程に従い、社員総会の決議によって除名し、又は正会員資格を取り消すことができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、除名又は正会員資格の取消しをすべき正当な

事由があるとき。

- 2 前項の規定は、準会員を除名する場合について準用する。

(会員の権利)

第14条 会員は、本会の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 会員名簿の閲覧又は謄写の請求
- (2) 計算書類等（第50条第1項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。次号において同じ。）の閲覧の請求
- (3) 計算書類等の謄本又は抄本の交付の請求

- 2 正会員は、社員総会に出席し、表決することができる。
- 3 正会員は、第26条第2項及び第43条第2項の規定による選挙における選挙権を有する。
- 4 正会員（法人その他の団体であるときは、その会員代表者）は、この定款の定めるところに従い、理事若しくは監事又は会長になることができる。この場合において、同一の者が同時期に複数の役職又は区分（第26条第1項各号又は第5項各号の区分をいう。）の候補者となることはできない。

(会員の義務)

第15条 会員は、この定款その他の規則を遵守する義務を負う。

- 2 正会員は、本会の目的の達成のため、社員総会に出席して議決権その他の権利を行使するよう努めなければならない。
- 3 会員は、理事会において別に定める規程に従い、会費を納入しなければならない。

(会費)

第16条 会費の額は、社員総会の決議によって定める。

- 2 会費は、本会の法人管理又は第4条第1項第7号の事業の経費に充てる。
- 3 既に納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 正会員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

第18条 社員総会は、次条第6項の書面に記載された当該社員総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

2 社員総会の目的とすることができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事の報酬等（第33条第1項に規定する報酬等をいう。次号において同じ。）の額の決定又は変更
- (3) 監事の報酬等の額の決定又は変更
- (4) 定款の変更
- (5) 会費の額の決定又は変更
- (6) 管理委託契約約款（著作権等管理事業法第11条第1項に規定する管理委託契約約款をいう。）の変更
- (7) 会員の除名又は正会員資格の取消し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、社員総会で決議し、又は報告するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第19条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に招集する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

3 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

4 総正会員の5分の1以上の正会員は、共同して、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、社員総会の招集を請求することができる。

5 法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会を招集するときは、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨及びそれらの方法による議決権行使の期限
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令で定める事項

6 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日々の2週間前までに、正会員に対して書面によりその通知（以下この条及び第31条第4項において「招集通知」という。）を発しなければならない。

7 招集通知には、第5項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

8 第5項第3号に掲げる事項を定めた場合には、理事長は、招集通知に際して、法令で定めるところにより、正会員に対し、社員総会参考書類（議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書面をいう。第31条第4項において同じ。）及び議決権行使書面（正会員が議決権を行使するための書面をいう。第22条第4項及び第5項において同じ。）を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならない。

（議長）

第20条 社員総会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 3 社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（決議）

第21条 社員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 監事の解任
 - (3) 会員の除名又は正会員資格の取消し
 - (4) 解散
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すべきものとして法令で定める事項

（代理人又は書面若しくは電磁的方法による議決権の行使）

第22条 正会員は、代理人（本会の正会員又は理事に限る。）によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、委任状（代理権を証明する書面をいう。）を本会に提出しなければならない。

- 2 正会員が法人その他の団体である場合における前項の規定の適用については、同項の規定中「代理人（本会の正会員又は理事に限る。）」とあるのは、「代理人（会員代表者以外の業務執行役員若しくは従業員又は本会の正会員若しくは理事に限る。）」とする。
- 3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。
- 4 書面による議決権の行使は、第19条第5項の規定により理事会が定めた期限までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出して行う。

- 5 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、第19条第5項の規定により理事会が定めた期限までに、電磁的方法により本会に提供して行う。この場合においては、法令で定めるところにより、あらかじめ本会の承諾を得なければならない。
- 6 前2項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、理事長及び2人以上の出席した理事が署名し、又は記名押印する。

(補則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める規程による。

- 2 この章の規定は、本会又は正会員若しくはその代理人が、社員総会に関し、法人法の定めるところに従い、書面に代えて電磁的方法を活用することを妨げるものではない。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第25条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上30人以内
- (2) 監事 4人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事長以外の理事のうち7人以内を常務理事又は常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、同項の常務理事又は常任理事をもって業務執行理事（法人法第91条第1項第2号の理事をいう。）とする。
- 4 本会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第26条 理事は、正会員（法人その他の団体であるときは、その会員代表者。

以下この条において同じ。)又は学識経験を有する者若しくは本会の職員の中から、次の各号に掲げる被選任資格の区分に応じ、当該各号に定める員数を社員総会の決議によって選任する。ただし、75歳以上の者を選任することはできない。

- (1) 作詞者である正会員 6人以内
 - (2) 作曲者である正会員 6人以内
 - (3) 音楽出版者である正会員 6人以内
 - (4) 学識経験を有する者又は本会の職員(第5項において「学識経験者等」という。) 12人以内
- 2 正会員理事(前項第1号から第3号までの区分の理事をいう。)を選任しようとするときは、理事会においてその候補者を決定するに先立ち、正会員による選挙(第31条第5項及び第47条第1項において「正会員理事候補者選挙」という。)を行うものとする。
- 3 第1項の決議により理事を選任する場合において、候補者の数が同項各号に定める員数の上限(任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員のための選任を行う場合にあつては、その選任を行う区分の員数の上限から当該区分の在任者の数を減じて得た数。以下この項において同じ。)を超える区分が存在し、かつ、当該区分において上限を超える数の候補者が出席した正会員の議決権の過半数の賛成を得たときは、それらの候補者の中から得票数の多い順に当該区分の上限に達するまでの者を選任する。
- 4 理事長並びに常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を選定することはできない。
- (1) 理事長 70歳以上の者及び既に連続して5年以上理事長に在任している者
 - (2) 常務理事及び常任理事 65歳以上の者
- 5 監事は、正会員又は学識経験者等の中から、次の各号に掲げる被選任資格の区分に応じ、当該各号に定める員数を社員総会の決議によって選任する。ただし、第1号の区分については75歳以上の者を、第2号の区分のうち、過去に本会の理事又は使用人となつたことがないものについては70歳以上の者を、それ以外のものについては65歳以上の者を、それぞれ選任することはできない。
- (1) 正会員 2人以内
 - (2) 学識経験者等 2人以内
- 6 第3項の規定は、前項の決議について準用する。
- 7 理事は、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事(監事が

- 2人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。
- 8 監事は、理事又は会長を兼ねることができない。
 - 9 役員に選任された本会の職員は、その就任の前に、本会を退職しなければならない。
 - 10 会計監査人は、公認会計士又は監査法人の中から社員総会の決議によって選任する。
 - 11 役員及び会計監査人の選任に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める規程による。

(理事の権利義務)

第27条 理事は、次の権利義務を有する。

- (1) 法令及びこの定款並びに社員総会の決議を遵守し、善良な管理者の注意をもって、本会のために忠実にその職務を行うこと。
 - (2) 理事会に出席し、業務執行の決定及び監督に参画すること。
 - (3) 社員総会に出席し、正会員から特定の事項について説明を求められたときに、当該事項について必要な説明をすること。
 - (4) 次に掲げる場合に、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けること。
 - イ 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - ロ 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき（本会の使用料規程に定める著作物使用料を支払う内容の著作物利用許諾契約を締結する場合その他の本会の利益を害するおそれがない場合を除く。）。
 - ハ 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - (5) 本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときに、直ちに、当該事実を監事に報告すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事の権利義務として法令又はこの定款で定めるもの
- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 常務理事及び常任理事は、理事会において定めるところにより、本会の業務を分担して執行する。
 - 4 理事長並びに常務理事及び常任理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の権利義務)

第28条 監事は、次の権利義務を有する。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 必要があると認めるときに、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (4) 理事会に出席し、必要があると認めるときに、意見を述べること。
 - (5) 必要があると認めるときに、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときに、その調査の結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 社員総会に出席し、正会員から特定の事項について説明を求められたときに、当該事項について必要な説明をすること。
 - (8) 社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定すること。
 - (9) 必要があると認めるときに、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、監事の権利義務として法令又はこの定款で定めるもの
- 2 前項第8号に規定する決定は、監事が2人以上あるときは、監事の過半数をもって行う。

(会計監査人の権利義務)

第29条 会計監査人は、次の権利義務を有する。

- (1) 計算書類（第50条第1項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書を監査し、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること。
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をすること。
- (3) 理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めること。
- (4) 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときに、遅滞なく、これを監事に報告すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会計監査人の権利義務として法令又はこの定款で定めるもの

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる役員は、当該各号に定める時までとする。

(1) 任期の満了前に退任した役員は、退任した役員
の任期の満了する時

(2) 理事を増員するために選任された理事は、選任の際現に在任する理事の任期
の満了する時

3 役員は、再任されることができる。ただし、正会員である監事が既に連続して5年以上在任している場合については、この限りでない。

4 第25条第1項第1号に定める理事の員数が欠けた場合又は監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

5 任期の満了又は辞任により理事長が欠けたときは、退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

6 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたとき（任期の満了又は辞任により退任した場合を除く。）は、理事会があらかじめ定めた順位に従い、常務理事又は常任理事が理事長の職務（法人の代表権を伴わない業務執行に限る。）を代行する。

7 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

8 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなす。

(役員欠格事由等)

第31条 次に掲げる者は、役員となることができない。

(1) 著作権等管理事業法第6条第1項第5号イからホまでのいずれかに該当する者（次号に掲げる者を除く。）

(2) 法人法第65条第1項各号のいずれかに該当する者

2 役員が前項各号に掲げる者となったときは、当該役員は、当然に退任する。その就任の時に既に前項第1号に掲げる者であったときも、同様とする。

3 役員（第26条第1項第1号から第3号まで又は第5項第1号の区分の役員に限り、会員代表者の資格で役員に就任した者を除く。）が正会員資格を失ったときは、当該役員は、当然に退任する。その就任の時に既に正会員資格を喪失していたときも、同様とする。

- 4 正会員である法人その他の団体（以下この項及び次項において「正会員団体」という。）の会員代表者の資格で役員に就任した者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当然に退任する。その就任の時に既にこれらの事由が発生していたときも、同様とする。
- (1) その選任の際、被選任資格を根拠付けるものとして社員総会参考書類又は招集通知に記載された正会員団体（次号において「資格根拠団体」という。）の会員代表者でなくなったとき。
 - (2) 資格根拠団体が正会員資格を失ったとき。
- 5 現に本会の役員に在任する者を会員代表者として届け出ている正会員団体から会員代表者の変更の届出がされると同時に、当該変更の届出による変更後の会員代表者から正会員理事候補者選挙への立候補の届出がされたときは、当該変更の届出により会員代表者でなくなる役員については、当該立候補に係る理事を選任する社員総会の終結の時まで、前項の規定を適用しない。

（役員及び会計監査人の解任）

第32条 役員及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第33条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。以下この条及び第45条において同じ。）は、社員総会の決議によって定める。

2 監事の報酬等は、社員総会の決議によって定める。

3 会計監査人の報酬等は、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得て、理事会において定める。

（役員及び会計監査人の損害賠償責任の一部免除）

第34条 本会は、理事、監事又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）が法人法第111条第1項の規定による損害賠償責任を負う場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議により、当該役員等が賠償の責任を負う額から法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額（次条において単に「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、その責任を免除することができる。

（責任限定契約）

第35条 本会は、非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失

がない場合における当該非業務執行理事等の法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

- 2 前項において「非業務執行理事等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 業務執行理事（理事長、常務理事及び常任理事並びに本会の業務を執行したその他の理事をいう。）でなく、かつ、使用人でない理事
 - (2) 監事
 - (3) 会計監査人
- 3 第1項の契約を締結しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

第6章 理事会

（理事会の設置）

第36条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限等）

第37条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長並びに常務理事及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

（招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 定例理事会は、毎月1回開催する。

- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事長以外の理事が理事長に対し会議の目的である事項を書面により示して招集の請求をしたときに招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条に規定する要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(下位規則への委任)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める規程による。

第7章 会長及び委員会

(会長の選任、任期等)

第43条 本会に会長1人を置く。

- 2 会長は、理事会において別に定める規程に従い、立候補した正会員（法人その他の団体であるときは、その会員代表者）の中から、正会員が選挙する。
- 3 会長は、役員を兼ねることができない。

- 4 会長の任期は、2年とする。ただし、任期の満了前に退任した会長の補欠として選任された会長の任期は、退任した会長の任期の満了する時までとする。
- 5 前項本文の任期は、第2項に規定する選挙において当選人となった後最初に到来する4月1日から起算する。
- 6 会長は、再任されることができる。ただし、既に連続して5年以上在任しているときは、この限りでない。
- 7 会長は、社員総会の決議によって解任することができる。
- 8 第31条第1項から第4項までの規定は、会長について準用する。

(会長の職務)

- 第44条** 会長は、理事会の求めに応じ、第26条第1項第4号の区分の理事の候補者又は同条第5項各号の区分の監事の候補者を理事会に推薦する。
- 2 会長は、理事会の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べる。
 - 3 会長は、本会の目的の達成に資するため、理事会の求めに応じ、本会の事業に協力する。

(会長の報酬等)

- 第45条** 本会は、会長に対し、理事会において定める報酬等の支給基準に従って、報酬等を支給することができる。

(委員会)

- 第46条** 理事会の決議により、本会に委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、理事会の諮問に応じて調査審議し、答申する。
 - 3 委員会の委員は、正会員（法人その他の団体であるときは、その会員代表者）の中から、理事会において選任する。
 - 4 委員会に専門委員又は臨時委員を置くことができる。専門委員は諮問事項につき学識経験を有する者の中から、臨時委員は諮問に基づく調査審議事項につき一定の知見を有する者の中から、それぞれ理事会において選任する。
 - 5 本会は、第3項の委員並びに前項の専門委員及び臨時委員に対し、理事会において定める額の出席手当を支給することができる。
 - 6 前項の規定は、委員会に小委員会が置かれた場合について準用する。
 - 7 委員会の運営に関し必要な事項のうち、すべての委員会に共通するものは理事会において別に定める規程によるものとし、その規程に定めるもののほか各委員会の運営に関し個別に必要な事項があるときは、当該委員会を設置する際に理事会の決議によって当該事項を定める。

(選挙管理委員会に関する特則)

第47条 正会員理事候補者選挙又は会長選挙（第43条第2項の規定による選挙をいう。）を行うに当たっては、これらの選挙の管理の適正を図るため、理事会の決議により、選挙管理委員会を置くものとする。

2 前条第2項から第7項までの規定は、選挙管理委員会には適用しない。

3 選挙管理委員会の委員は、弁護士の中から、理事会において選任する。

4 本会は、選挙管理委員会の委員に対し、理事会において定める額の出席手当を支給することができる。

5 選挙管理委員会に関し必要な事項は、前各項に定めるもののほか、理事会において別に定める規程による。

第8章 会計

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第50条 理事長は、毎事業年度終了後、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。以下この条において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の計算書類及びその附属明細書については監事及び会計監査人の監査を、同項の事業報告及びその附属明細書については監事の監査を、法令で定めるところにより、それぞれ受けなければならない。

3 前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

4 理事長は、定時社員総会の招集の通知に際して、法令で定めるところにより、正会員に対し、前項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

5 理事長は、第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 6 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 7 第3項の承認を受けた計算書類が、法令及びこの定款に従い本会の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に規定する要件に該当する場合には、前項の規定は、適用しない。この場合においては、理事長は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 8 理事長は、第5項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配禁止)

第51条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 本会は、社員総会の決議その他の法令で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告

第55条 本会が公告をする方法は、電子公告とする。

- 2 前項の公告の内容は、会報に掲載する。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定において読み替えて準用する同法第106条第1項の登記（以下「移行の登記」という。）をした日から施行する。

(参考) 施行期日について

この定款の施行日は、移行の登記をした平成22年4月1日である。

(会員に関する経過措置)

第2条 この定款の施行の際現に本会の準会員である者は、第6条第1項の準会員とみなす。

2 この定款の施行の際現に本会の正会員である者は、第6条第2項の正会員とみなす。

(特別入会金)

第3条 昭和52年1月19日に文部大臣の認可を受けた定款第61条第1項の規定により準会員となった者が、この定款の施行の日（以下「施行日」という。）以後に正会員となるときは、理事会において別に定める規程に従い、特別入会金を納入しなければならない。

(移行後最初の理事に関する特例)

第4条 移行の登記をすることを就任の停止条件として変更前の定款（以下「旧定款」という。）第15条第3項の規定により理事に選任された者は、第26条第1項の規定にかかわらず、施行日に理事に就任するものとする。

2 前項の規定により就任する理事の任期は、第30条第1項の規定にかかわらず、施行日後最初に招集される臨時社員総会の終結の時までとする。

(移行後最初の理事長に関する特例)

第5条 第26条第4項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により就任する理事のうち加藤衛が施行日に理事長に就任するものとする。

2 前項の規定により就任する理事長がこの定款の施行の際現に旧定款第14条第2号の理事長に在任する者であるときは、その在任期間を第25条第2項の理事長に在任していた期間とみなして、第26条第4項ただし書の規定を適用する。

(移行後最初の常務理事及び常任理事に関する特例)

第6条 第26条第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項の規定により就任する理事のうち、野木武壽、角山由美及び菅原瑞夫が常務理事に、川上拓美、小原正幸、近藤正美及び浅石道夫が常任理事にそれぞれ施行日に就任するものとする。

(監事に関する経過措置)

第7条 この定款の施行の際現に本会に置かれている監事は、第26条第5項の規定によって選任された監事とみなす。

2 前項の監事の任期は、第30条第1項の規定にかかわらず、附則第4条第2項の臨時社員総会の終結の時までとする。

3 第1項の監事が正会員であるときは、その施行日前の在任期間を第30条第3項ただし書に規定する在任期間に算入する。

(移行後最初の会計監査人に関する特例)

第8条 第26条第10項の規定にかかわらず、監査法人ナカチが施行日に会計監査人に就任するものとする。

(評議員の退任)

第9条 この定款の施行の際現に本会に置かれている旧定款第14条第4号の評議員は、移行の登記をした時に退任する。

(会長に関する経過措置)

第10条 この定款の施行の際現に本会に置かれている会長は、第43条第2項の規定によって選任された会長とみなす。

2 第43条第4項の規定にかかわらず、前項の会長の任期は施行日後最初に行われる会長の選挙（第43条第2項に規定する選挙をいう。）における当選人の決定の日までとし、その後任の会長の任期は同日の翌日から平成24年3月31日までとする。

3 前項の選挙は、附則第4条第2項の臨時社員総会の日から4週間前までに行うものとする。

4 第1項の会長については、その施行日前の在任期間を第43条第6項ただし書に規定する在任期間に算入する。

(委員会に関する経過措置)

- 第11条** この定款の施行の際現に本会に置かれている委員会は、第46条第1項の規定によって置かれた委員会とみなす。
- 2 前項の委員会に対して施行日前にされた諮問は、第46条第2項の理事会の諮問とみなす。
- 3 第1項の委員会の委員は、第46条第3項の規定によって選任された委員とみなす。
- 4 第1項の委員会の専門委員及び臨時委員は、第46条第4項の規定によって選任された専門委員とみなす。

(事業年度に関する経過措置)

- 第12条** 第47条の規定にかかわらず、施行日の属する事業年度は、施行日に始まり、施行日以後最初に到来する3月31日に終わるものとする。
- 2 前項の事業年度の直前の事業年度は、施行日の前日に終わるものとする。

附 則

この規程（一般社団法人日本音楽著作権協会定款の一部を変更する規程）は、社員総会で決議した日（2011年11月22日）から起算して2月を超えない範囲内において理事会が定める日から施行する。

(参考) 施行期日について

この規程（一般社団法人日本音楽著作権協会定款の一部を変更する規程）の施行日は、2011年度第10回理事会（2011年12月7日開催）で定めた2011年12月1日である。

附 則

この規程（一般社団法人日本音楽著作権協会定款の一部を変更する規程）は、2015年7月2日から施行する。

附 則

この規程（一般社団法人日本音楽著作権協会定款の一部を変更する規程）は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規程（一般社団法人日本音楽著作権協会定款の一部を変更する規程）は、
2020年1月1日から施行する。

附 則

この規程（一般社団法人日本音楽著作権協会定款の一部を変更する規程）は、
理事会で定める日から施行する。

（参考）施行期日について

この規程（一般社団法人日本音楽著作権協会定款の一部を変更する規程）の
施行日は、2021年度第1回理事会（2021年4月7日開催）で定めた
2021年4月8日である。